

社会福祉法人六高台福祉会役員会等費用弁償規程

(目 的)

第 1 条 社会福祉法人六高台福祉会理事・評議員・監事に対しその費用弁償を行う。

(費用弁償)

第 2 条 理事会・評議員会・監事会・内部経理監査等に出席した理事・評議員・監事に対しその会議 1 回あたり 3 千円を支給する。ただし役員等が職員である場合は、これを支給しない。

(支給日)

第 3 条 費用弁償の支払いは支給対象月の末日に銀行振り込みにて支払うものとする。

(改 正)

第 4 条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附 則 この規程は平成 19 年 11 月 15 日より施行する。